

平成 28 年 月

代表者各位

社会福祉法人 東京都共同募金会
会 長 三 村 明夫
(公印略)

募金機能付き自動販売機の設置について (お願い)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

赤い羽根共同募金運動には、日頃より格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

私ども東京都共同募金会は、昭和 22 年から「赤い羽根募金」として国民に親しまれている共同募金運動を推進して参りました。更なる募金増強を図り地域福祉の推進に一層寄与するため、募金ボタンの付いた自動販売機による新たな募金方法を進めております。これは、飲料を購入する際にお釣り銭の一部を募金することの出来る機能の付いた、新しい社会貢献型の自動販売機です。

建設作業現場などでは自動販売機に「赤い羽根協力作業現場」のプレートを掲示していただくことが出来ますので、近隣住民の皆様に貴社の社会貢献性の高さをアピールすることが期待できます。自動販売機管理業者により、ご寄付金のお振込み・ご報告は定期的に行い、飲料商品ご希望の品物をお選びいただくことができます。また、ゴミ箱の設置およびゴミの回収は、自動販売機管理業者がすべて対応いたします。

既に設置してある自動販売機におきましては、共同募金協力型の自動販売機として、飲料メーカーから売上に応じて一定率の金額を募金していただくことが可能です。

つきましては、「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に共同募金に協力することが出来る募金機能付き自動販売機のパンフレットを送らせていただきますので、ご高覧の上、何卒ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(お問い合わせ先)

社会福祉法人東京都共同募金会 事業部 佐藤

〒169-0072

東京都新宿区大久保 3-10-1

東京都大久保分庁舎 201

TEL 03-5292-3182 FAX 03-5292-3189

Mail houjin@tokyo-akaihane.or.jp

URL <http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

ハートフル福祉募金

1. 経営理念

支援を必要とする人と社会をつなぐかけ橋となり、互恵の精神を社会に広げます。

2. 福祉事業

- ・ 経済支援のかけ橋事業
- ・ 自立支援のかけ橋事業
- ・ 思いやりのかけ橋事業

3. 後援

- ・ 各飲料メーカー
- ・ 全国自動販売機オペレーター、ほか

4. 組織

- ・ 東京本部、東日本本部、西日本本部
- ・ 各都道府県支部（連絡所）

5. 発起人

- ・ 社会福祉団体、大手企業、公共企業、大学教授等11人



認定特定非営利活動法人

ハートフル福祉募金

東京本部 〒110-0016
東京都台東区台東1-9-2 KTSビル3階(株式会社リフレ内)
フリーダイヤル: 0120-821-373 / FAX: 03-5817-7248

東日本本部 〒982-0003
宮城県仙台市太白区郡山8-2-28 (カラーパレット内)
フリーダイヤル: 0120-821-373 / FAX: 022-399-6819

西日本本部 〒533-0012
大阪市東淀川区大道南2-17-9
フリーダイヤル: 0120-821-373 / FAX: 06-6324-8118

URL: <http://www.hfv.jp> / E-mail: info@hfv.jp

事業支援

社会福祉法人
中央共同募金会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル5F
TEL: 03-3581-3846(代) / FAX: 03-3581-5755
URL: <http://www.akaihane.or.jp>

自動販売機型募金箱 『ハートフルベンダー』



いつでも どこでも だれでも募金のできる
自動販売機で“**プチ**”ボランティア。

心のボランティア

趣旨

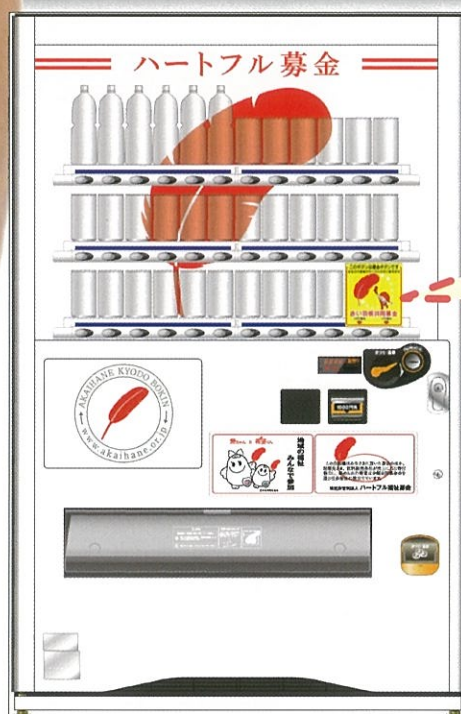
競争社会から協調社会への転換が求められ、企業の社会的責任（CSR）がますます問われる時代となりました。一方、社会的弱者や新たな社会貢献への取り組みの支援体制は未だに未整備のままで、非常に不安定な基盤のもとに支援活動を行っているのが現状です。

この両者の共通課題を具体的形として作り上げたのが「ハートフルベンダー」です。自動販売機という日常に溶け込んだ、誰もが気軽に利用できる媒体を社会貢献の窓口とし、いつでも、だれもが、何処でも社会貢献できる環境を作るものです。

この趣旨をより多くの皆様にご理解、ご賛同頂き、「愛の窓口」が社会の隅々まで行き渡り、真に思いやりのある温かい社会が全国に広がることを願うものです。



「ハートフルベンダー募金」の仕組み



募金ボタンについて

10円ボタンを1回押すことで、投入した金額の10円が募金され、2回続けて押すと、20円が募金されます。100円ボタンについても同様です。
投入したお金の他、つり銭も募金できます。

「ハートフルベンダー」の設置には

1. 費用はかかりません。
2. 電気代のご負担をお願いします。
3. 委託オペレーターから利用額に応じて販売手数料をお支払いします。
4. 販売手数料の一部を自動的にご寄付頂きます。

活動内容の分野別（対象者別）内訳 （平成23年度共同募金助成結果から）

住民全般を対象とした事業	35.8%
高齢者を対象とした事業	23.4%
障がい者を対象とした事業	15.0%
要介護者を対象とした事業	14.0%
児童・青少年を対象とした事業	11.8%

共同募金ブランドブックより抜粋

社会福祉
へ活用

設置者様

手数料の一部を寄付
（3%募金）

ご利用者

募金ボタン
（10円・100円）

協賛飲料 メーカー様

売上げから寄付
（1本2円募金）

共同募金会

これから企業は社会貢献...



社員全員が社会貢献を意識し、
思いやりの精神が広がる。
たった1台の自販機から
愛の窓口が開きます。



「ハートフルベンダー」の設置先を求めています。

お客様は自販機を設置いただき、売上金の一部を自動的に
ご寄付いただくことにご承認を頂きます。



「ハートフルベンダー」を設置いただくと

1. 自動販売機に募金の趣旨を明示します。
2. 認定NPO法人ハートフル福祉募金のホームページで協賛企業を掲示します。
3. 毎月のご寄付を頂いた金額明細をご報告いたします。



国税庁より「認定特定非営利
活動法人ハートフル福祉募金
（以下、「NPO法人」）として
認定されました。



認定NPO法人への寄附には、税制上の優遇措置があります。

■ 法人が支払った寄附金の損金算入

認定NPO法人に対する寄附金のうち所得税は、特定寄附金として、一定の金額を所得控除でき、法人税としては、一般の寄附金とは別枠で寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入となります。

特別損金算入限度額は次の算式で計算します。

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{5}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

※国税庁長官から認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

■ 個人が支払った寄附金の控除

認定NPO法人に対する寄附金は、特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの（認定NPO法人）に対する寄附金（その寄附をした人に特別の利益が及ぶものを除きます。）で、特定非営利活動に係る事業に関連するものとなります。

寄附金控除額は次の算式で計算します。

$$\left[\text{その年内に支出した 特定寄附金の額の合計額} \right] - \left[2 \text{ 千円} \right] = \left[\text{寄附金控除額} \right]$$

注：特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

※国税庁長官から認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。